

指定管理者評価シート

一 管理運営の状況

1 施設名	仙台市北部急患診療所
2 指定管理者	公益財団法人仙台市救急医療事業団
3 指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
4 施設の利用状況	《利用者数》 ・令和2年度 5,615人（前年度比 36.8%） ・令和元年度 15,248人（前年度比 96.2%） ・平成30年度 15,855人（前年度比101.9%）
	《事業》 ・仙台市北部急患診療所の管理運営
5 収支の状況	《費用》 ※同一の指定管理者が急患センター・北部急患診療所・夜間休日こども急病診療所の3施設を管理運営しているため、合算の費用・収入を記載している。 ・指定管理者に支払った費用 625,611千円（244,673千円） ・その他市が負担した費用 15,842千円（19,284千円） 内訳：急患センター 10,915千円 北部急患診療所 4,688千円 夜間休日こども急病診療所 239千円 ※指定管理者に支払った費用に使用料収入を足した額が事業費 《収入》 ・使用料収入 298,088千円（769,208千円） 内訳：急患センター 140,821千円 北部急患診療所 63,698千円 夜間休日こども急病診療所 93,569千円 ()は前年度決算額
6 利用者の声	《実施状況》 年間を通じて利用者アンケートを実施しており、通年で利用者の声を聴取している。

二 管理運営に係る評価

(モニタリングシートの結果によって評価)

評価分野	所見	評価
I 総則	急病患者へ迅速に初期救急医療を提供し、併せて医療知識の普及を図り、地域住民の医療水準の向上と健康の維持増進に寄与するという施設の目的に沿った適切な運営が行われている。また、服務規律遵守の取組については必要な措置が講じられている。	21/21
II 施設の運営管理体制	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、当初予定していた避難訓練や防災訓練が未実施であったが、今後は感染防止措置を講じた訓練の実施や机上訓練等による各種訓練を実施されたい。職員の勤務体制や指定管理料の管理、事故防止対策に関しては、マニュアルの作成や帳票管理により必要な措置が講じられている。	29/30
III 施設・設備の維持管理	医療機器をはじめ建物・設備等の適切な保守点検・修繕及び清掃業務等の適切な実施により、利用者である初期救急患者の受診時の安全確保と快適な診療環境の整備が図られている。	24/24
IV サービスの質の向上	応対や接遇に関する研修体制の確立や、指定管理の情報についてHP等で利用者に周知するなど、サービスの質の向上につながる改善がみられたものの、苦情や要望に対する対応策の外部周知が十分とは言えないため、診療所内待合スペース等に掲示するなどの改善に早急に取り組まれたい。	24/28
V 施設固有の基準	指定管理に関する協定書や仕様書のとおり初期救急医療の提供業務が遂行されている。	2/2

三 評価総括

《指定管理者（公益財団法人仙台市救急医療事業団）による自己評価》

新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても、北部急患診療所の管理運営を指定管理者として行うことで、仙台市民の健康増進と福祉の向上を図るための初期救急医療提供の機能を果たしてきた。

医療提供体制の確保にあたっては、医師については各医会や医療機関等からの円滑な派遣が得られるよう、必要な連絡調整を図ってきた。一方、医療技術職については、仙台市薬剤師会、急患センター放射線技師部会、仙台市夜間休日診療所臨床検査技師会からの派遣により、必要な体制確保を図ってきた。

今後も仙台市の初期救急医療の役割を果たしていくため、適切な医療サービスの提供や事業団経営の改善、職員の資質向上、医療スタッフの連携強化などに積極的に取り組んでいくとともに、今後も休日夜間診療所としての役割を十分に果たせるよう、引き続き職員一丸となって努めていく。

《施設設置者（仙台市）による評価》

総合評価

休日・夜間における本市の初期救急の拠点施設として、本診療所が年間365日の受診環境を市民へ提供していることは評価できる。加えて、仙台市救急医療事業団は、全国的に医師、看護師等が不足する中、仙台市医師会や東北大学病院との診療に関する協力体制を有し、また、仙台市救急医療事業団の専任医師の活用などにより、医師等医療スタッフの確保を図り、安定的に診療を行っていることも、指定管理者として評価できる。

新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となっている避難訓練や防災訓練については、新型コロナウイルス感染症の感染防止措置を講じたうえでの実施や机上訓練等により遂行されたい。職員研修については、人材の育成方針を策定することや、常勤・非常勤を問わず必要な研修等が受講できる環境整備を整えることなどにより、引き続き安心安全な医療の提供に取り組まれたい。また、より良いサービスの提供が出来るよう、苦情・要望・アンケートにおける利用者の声の詳細内容について、外部周知の徹底に取り組まれたい。

A

四 その他特記事項

（上記評価項目の他に、指定管理者の優れた取組み等、特に記載すべき事項があれば記載する）

特記事項

◎ 評価担当課（施設所管課）：健康福祉局保健衛生部健康政策課